

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

規則

- 福島県理容師法施行細則の一部を改正する規則 二二六
- 福島県美容師法施行細則の一部を改正する規則 二二六
- 告示 二二七

- 全国自治宝くじ事務協議会を設置する件の一部を改正する件 二二七
- 関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会を設置する件の一部を改正する件 二二七
- 公印を新調しその使用を開始する件 二二七
- 公印を改刻しその使用を開始する件 二二七
- 浄化槽法による指定検査機関として指定した件 二二九
- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 二二九
- 生活保護法による指定介護機関に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった件 二二九
- 生活保護法による指定介護機関に係る事業者の所在地を変更した旨届出があった件 二二九

公告

- 生活保護法による指定介護機関を廃止した旨届出があった件 二二三
- 県営土地改良事業計画を定めた件 三件 二二三
- 道路の区域を変更する件の一部を改正する件 二二三
- 道路の供用を開始する件の一部を改正する件 二二三
- 土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した件 二二三
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 二二三
- 指定居宅サービス事業者を指定した件 二二三
- 指定介護予防サービス事業者を指定した件 二二三
- 指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 二三四
- 指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 二三四
- 指定居宅介護支援事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった件 二三四
- 指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 二三四

規則

- 指定居宅介護支援事業を廃止した旨届出があった件 二三五
- 大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件 二三五
- 主要農作物奨励品種として廃止を決定した件 二三五
- 土地改良区の役員が就退任した旨 二三五
- 届出があった件 二三五
- 土地改良区の清算人が退任した旨 届出があった件 二件 二三六
- 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 二三七
- 都市公園を設置する件 二三七
- 一般競争入札を行う件 二三七

福島県理容師法施行細則の一部を改正する規則及び福島県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十二年三月三十日 福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第二十六号

福島県理容師法施行細則の一部を改正する規則

福島県理容師法施行細則(昭和四十四年福島県規則第七号)の一部を次のように改正する。
第四条を次のように改める。

第四条を次のように改める。
(書類の経由)

- 一 省令第七条第三項の規定により知事に提出する書類 法第十条第二項の規定による業務の停止処分を行った保健所の長
- 二 条例第三条の規定により知事に提出する書類 理容師の居住地を管轄する保健所の長(県外、郡山市又はいわき市に居住する理容師にあつては、当該理容の業を行う場所を管轄する保健所のうち最寄りの保健所の長)
- 三 前二号に掲げるもののほか、法、省令、条例及びこの規則の定めるところにより知事に提出する書類 理容所の所在地を管轄する保健所の長

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(食品生活衛生課)

福島県規則第二十七号

福島県美容師法施行細則の一部を改正する規則

福島県美容師法施行細則(昭和四十四年福島県規則第八号)の一部を次のように改正する。
第四条を次のように改める。

(書類の經由)

第四条 次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める保健所の長を經由して提出しなければならない。

- 一 省令第七条第三項の規定により知事に提出する書類 法第十条第二項の規定による業務の停止処分を行った保健所の長
- 二 条例第三条の規定により知事に提出する書類 美容師の居住地を管轄する保健所の長(県外、郡山市又はいわき市に居住する美容師にあつては、当該美容の業を行う場所を管轄する保健所のうち最寄りの保健所の長)
- 三 前二号に掲げるもののほか、法、省令、条例及びこの規則の定めるところにより知事に提出する書類 美容所の所在地を管轄する保健所の長

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(食品生活衛生課)

告 示

福島県告示第二百二十二号

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に相模原市を加え、及び全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月三十日

第三条第二号中「岡山市」の下に「、相模原市」を加える。
福島県知事 佐藤雄平
(総務課)

福島県告示第二百二十三号

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に相模原市を加え、及び関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月三十日

第三条第二号中「横浜市」の次に「、相模原市」を加える。
福島県知事 佐藤雄平
(総務課)

福島県告示第二百二十四号

公印を次のように新調し、平成二十二年四月一日その使用を開始する。

平成二十二年三月三十日

福島県知事 佐藤雄平

庁印

職印

番号	公印の名称	印影	公印管理者
301	福島県立テクノアカデミー 浜印		福島県立テクノアカデミー 浜校長
201	福島県立テクノアカデミー 会津印		福島県立テクノアカデミー 会津校長
17の5	福島県食産業振興監印		農林水産部生産流通総室 農産物安全流通課長
23	福島県現金出納員印(福島県立喜多方桐桜高等学校用)		福島県立喜多方桐桜高等学校の 福島県現金出納員
23	福島県現金出納員印(福島県立聾学校用)		福島県立聾学校の 福島県現金出納員


211の2	212	211の2	211	210	23
福島県立テクノアカデミー 会津職業能力開発校長印 (学生証明用)	福島県立テクノアカデミー 会津職業能力開発校長印	福島県立テクノアカデミー 会津職業能力開発短期大 学校長印 (学生証明用)	福島県立テクノアカデミー 会津職業能力開発短期大 学校長印	福島県立テクノアカデミー 会津校長印	福島県現金出納員印 (福 島県立相馬養護学校用)
					
				福島県立テクノアカデ ミー会津校長	福島県立相馬養護学校 の福島県現金出納員
312の2	312	311の2	311	310	213
福島県立テクノアカデミー 浜職業能力開発校長印 (学生証明用)	福島県立テクノアカデミー 浜職業能力開発校長印	福島県立テクノアカデミー 浜職業能力開発短期大学 校長印 (学生証明用)	福島県立テクノアカデミー 浜職業能力開発短期大学 校長印	福島県立テクノアカデミー 浜校長印	福島県現金出納員印 (福 島県立テクノアカデミー 会津用)
					
				福島県立テクノアカデ ミー浜校長	福島県立テクノアカデ ミー会津の福島県現金 出納員

福島県告示第二百二十五号

公印を次のように改刻し、平成二十二年三月三十日その使用を開始する。
平成二十二年三月三十日

職印

福島県知事 佐藤 雄 平

313	福島県現金出納員印（福島県立テクノアカデミー浜用）		福島県立テクノアカデミー浜の福島県現金出納員
-----	---------------------------	---	------------------------

（文書法務課）

番号	公印の名称	印影	公印管理者
23	福島県現金出納員印（福島県立石川養護学校用）		福島県立石川養護学校の福島県現金出納員
23	福島県現金出納員印（福島県立須賀川養護学校用）		福島県立須賀川養護学校の福島県現金出納員
23	福島県現金出納員印（福島県立郡山養護学校用）		福島県立郡山養護学校の福島県現金出納員

（文書法務課）

福島県告示第二百二十六号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十七条第一項の規定により、指定検査

機関として平成二十二年三月十九日に次の者を指定した。
平成二十二年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 指定検査機関の名称、所在地及び代表者の氏名
社団法人福島県浄化槽協会
福島県福島市野田町一丁目十六番三十五号
会長 大河原正一
- 二 指定検査機関が検査業務を行う地域及び期間
福島県全域
平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで（三年間）
- 三 検査の手数料
1 浄化槽法第七条の規定による設置後等の水質検査

浄化槽の規模	手数料の額
一〇人槽以下	一〇、〇〇〇円
一一人槽以上二〇人槽以下	一三、〇〇〇円
二一人槽以上一〇〇人槽以下	一五、〇〇〇円
一〇一人槽以上五〇〇人槽以下	一九、〇〇〇円
五〇一人槽以上三、〇〇〇人槽以下	二一、〇〇〇円
三、〇〇一人槽以上	二四、〇〇〇円

2 浄化槽法第十二条の規定による定期検査

浄化槽の規模	手数料の額	
	既存単独処理浄化槽	既存単独処理浄化槽以外の浄化槽
一〇人槽以下	四、〇〇〇円	六、〇〇〇円
一一人槽以上二〇人槽以下	六、〇〇〇円	八、〇〇〇円
二一人槽以上一〇〇人槽以下	八、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
ダスキンヘルスレント福島ステーション	福島市八木田字中島三八一	株式会社レソナルサポート福島	福島県郡山市安積町日出山二四	平成二二年一月一日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
NPOまごころ支援	伊達郡国見町藤田字南	特定非営利活動法人ま	同 県伊達郡国見町藤田字南五	平成二二年二月一日	居宅介護支援事業

平成二十二年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県告示第二百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

備考 「既存単独処理浄化槽」とは、浄化槽法の一部を改正する法律（平成十二年法律第百六号）附則第二条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
 四 検査業務の開始予定年月日
 平成二十二年四月一日

一〇一人槽以上五〇〇人槽以下	一四、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
五〇一人槽以上三、〇〇〇人槽以下	一六、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
三、〇〇一人槽以上	一九、〇〇〇円	一九、〇〇〇円

（一般廃棄物課）

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変更前	変更後		
株式会社ファミリーケア	福島市新浜町二二二	福島市浜田町六五	株式会社ファミリーケア	福島県福島市浜田町六一五
ファミリーケア指定居宅介護支援事業所	同 市飯坂町字湯町二〇	同	同	同
佐原指定居宅介護支援事業所	喜多方市永久七六八九一	喜多方市永久七七一六一	医療法人佐原病院	同 県喜多方市永久七六八九一
訪問看護ステ	同	同	同	同

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県告示第二百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

（社会福祉課）

訪問介護事業所ひまわり	西白河郡西郷村小田倉三丁目五七五ニ アホームこもればい内	フジケアサービス株式会社	同 県郡山市喜久田町卸一一一七一一	訪問介護 介護予防 訪問介護
五四一一	ごころサービス国見センター	同	四一一	

ー
シ
ョ
ン
い
き

(社会福祉課)

福島県告示第二百二十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業者の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十二年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称		事業者の主たる事務所の所在地	
		変更前	変更後	変更前	変更後
株式会社フアマミリーケ ア指定居宅介護支援事業所	同	同	同	同	同
	福島市浜田町六 一五		株式会社フアマミリーケ	福島市新浜町二 一三二	福島県福島市浜田町六一五

(社会福祉課)

福島県告示第二百三十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から、当該介護機関を廃止した旨届出があった。

平成二十二年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サージスの種類
--------	---------	--------	----------------	-------	---------

指定訪問介護事業所「会津若松市山鹿町二一六」	株式会社社会介護支援センター	福島県会津若松市山鹿町二一一六	平成二十二年三月三十一日	訪問介護介護予防訪問介護
------------------------	----------------	-----------------	--------------	--------------

(社会福祉課)

福島県告示第二百三十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、飯崎地区に係る県営の経営体育成基盤整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十二年三月三十一日から
同 年四月十九日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
南相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第二百三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、作田前地区に係る県営の経営体育成基盤整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十二年三月三十一日から
同 年四月十九日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
相馬郡新地町役場

(農村計画課)

福島県告示第二百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、中朝日地区に係る県営の経営体育成基盤整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年三月三十一日から

同 年四月十九日まで（二十日間）

三 縦覧の場所

南会津郡只見町役場

（農村計画課）

福島県告示第二百三十四号

道路の区域を変更する件（平成十七年福島県告示第九百九十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

表中「同 郡同 町大字五十沢字羽山下二〇番二地先」を「同 郡同 町大字五十沢字羽山下二三番二地先」に改める。

（道路計画課）

福島県告示第二百三十五号

道路の供用を開始する件（平成二十年福島県告示第六百九十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

表中「同 市梁川町大字五十沢字羽山下二〇番二地先」を「同 市梁川町大字五十沢字羽山下二三番二地先」に改める。

（道路計画課）

福島県告示第二百三十六号

土地地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三十九条第一項の規定により、土地地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 土地地区画整理組合の名称 会津若松市五月町土地地区画整理組合

二 事務所の所在地 会津若松市橋本二丁目二番三十四号

三 設立認可の年月日 平成四年九月八日

四 変更認可の年月日 平成二十二年三月二十三日

五 変更の内容 事業施行期間

変更前 平成四年九月八日から平成二十二年三月三十一日

変更後 平成四年九月八日から平成二十三年三月三十一日

（まちづくり推進課）

公 告

公告第二百二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十二年三月十七日

二 名称

特定非営利活動法人中庸学舎

三 代表者の氏名

笹谷 栄壽

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市並木四丁目三番地の十七

五 定款に記載された目的

この法人は、少子高齢化社会を向かえ多様化する環境問題が大きく語られる現在、個性化・価値観の多様化、情報の氾濫する社会において、本質的な個性化社会を形成しうるシステムを構築するため、スポーツ大会での救護活動やスポーツ団体でのトレーナー活動、災害による外傷の応急処置法、スポーツ選手へのテーピング実技講習会等の教室事業。また、年齢・障害の有無にかかわらず、地域で生活する上で手助けを必要とする時に、その人に合わせた在宅支援、外出支援、生活余暇支援をすることによって、共生・共感・共働の文化を築き、広く国民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第二百二十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十二年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

公告第百三十号

デイサービスあおば	いわき市四倉町字鬼越七八一六	株式会社エスポワール	同 県いわき市四倉町狐塚字古川六五	同	通所介護
ハッピー愛ランド訪問看護ステーション	福島市本内字西河原五一七六	社会福祉法人北信福祉会	同 県福島市南矢野目字才ノ後六一二	同	居宅療養管理指導
介護老人保健施設泉崎南東北リハビリテーションセンター	西白河郡泉崎村泉崎字山ヶ入五六	財団法人脳神経疾患研究所	同 県郡山市八山田七一五一五	同	訪問リハビリテーション
ケアスタッフ相馬	南相馬市小高区行津字善明迫一六	株式会社相馬の里	同 県南相馬市小高区行津字善明迫一六	同	同
ヘルパーステーションしらゆり	いわき市久之浜町久之浜字南荒蒔一五三	有限会社しらゆり	同 県いわき市久之浜町久之浜字南荒蒔一五三	同	同
さかえヘルパーステーション	郡山市横塚二一八一七	医療法人栄心会	福島県郡山市横塚二一五一六	平成二二年三月一日	訪問介護

(高齢福祉課介護保険室)

ハッピー愛ランド訪問看護ステーション	福島市本内字西河原五一七六	社会福祉法人北信福祉会	同 県福島市南矢野目字才ノ後六一二	同	介護予防居宅療養管理指導
介護老人保健施設泉崎南東北リハビリテーションセンター	西白河郡泉崎村泉崎字山ヶ入五六	財団法人脳神経疾患研究所	福島県郡山市八山田七一五一五	同	介護予防訪問リハビリテーション
爽秋会ふくしま訪問看護ステーション	福島市蓬萊町一一三一一八	医療法人社団爽秋会	宮城県名取市植松一一二四	同	介護予防訪問看護
ケアスタッフ相馬	南相馬市小高区行津字善明迫一六	株式会社相馬の里	同 県南相馬市小高区行津字善明迫一六	同	同
ヘルパーステーションしらゆり	いわき市久之浜町久之浜字南荒蒔一五三	有限会社しらゆり	同 県いわき市久之浜町久之浜字南荒蒔一五三	同	同
さかえヘルパーステーション	郡山市横塚二一八一七	医療法人栄心会	福島県郡山市横塚二一五一六	平成二二年三月一日	介護予防訪問介護

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。
 平成二十二年三月三十日
 福島県知事 佐藤 雄平

公告第百三十二号

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所(個人にあつては、住所)	サービスの種類
訪問看護ステーション いきいき	喜多方市永久七六八九一	喜多方市永久七七一六一	医療法人佐原病院	福島県喜多方市永久七六八九一	訪問看護
株式会社フアミリーケア	福島市新浜町二二二二	福島市浜田町六一五	株式会社フアミリーケア	同 県福島市浜田町六一五	福祉用具貸与 特定福祉用具販売
有限会社エビナケアサービスネット ひまわり事業部	白河市年貢町三五	白河市金鈴二一	有限会社エビナ	同 県白河市金鈴二一	福祉用具貸与 特定福祉用具販売

(高齡福祉課介護保険室)

公告第百三十一号
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第一項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から、当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があつた。
 平成二十二年三月三十日
 福島県知事 佐藤 雄 平

シオン	いわき市四倉町字鬼越七八一六	株式会社エスポワール	同 県いわき市四倉町狐塚字古川六五	同	介護予防通所介護
-----	----------------	------------	-------------------	---	----------

(高齡福祉課介護保険室)

公告第百三十三号

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所(個人にあつては、住所)
いざか指定居宅介護支援事業所	ファミリーケア指定居宅介護支援事業所	福島市飯坂町字湯町二〇	福島市浜田町六一五	株式会社ファミリーケア	福島県福島市浜田町六一五

(高齡福祉課介護保険室)

公告第百三十三号
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条第一項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から、当該指定に係る事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があつた。
 平成二十二年三月三十日
 福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所(所在地)
佐原指定居宅介護事業所	喜多方市永久七六八九一	喜多方市永久七七一六一	医療法人佐原病院	福島県喜多方市永久七六八九一

(高齡福祉課介護保険室)

公告第百三十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第一百五十五条の五第一項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から、当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があつた。
 平成二十二年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者のたる事務所(個人にあつては、住所)	サービスの種類
株式会社フアミリーケア	福島市新浜町二二二二	福島市浜田町六一五	株式会社フアミリーケア	同 県福島市浜田町六一五	介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売
有限会社エビナケアサトひまわり事業部	白河市年貢町三五	白河市金鈴二一	有限会社エビナ	同 県白河市金鈴二一	介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売

(高齢福祉課介護保険室)

公告第三百三十五号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から、次に掲げる事業所において行う指定居宅介護支援の事業を廃止した旨届出があつた。

平成二十二年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
--------	---------	--------	----------------	-------

医療法人むつき会居宅介護支援センター「浪漫」	郡山市大槻町字蝦夷垣六九一	医療法人むつき会	福島県郡山市大槻町字蝦夷垣六九一	平成二十二年二月二八日
------------------------	---------------	----------	------------------	-------------

(高齢福祉課介護保険室)

公告第三百三十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があつた。

平成二十二年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
トステムビバ福島泉店 福島県福島市泉字乙天堂一番地
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
千二十三平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成十八年十月九日
- 五 届出年月日
平成二十二年三月十九日
- 六 届出をした者
トステムビバ株式会社

(商業まちづくり課)

公告第三百三十七号

福島県主要農作物奨励品種として、次のものを廃止する。

平成二十二年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

廃止するもの

- 作物名 品種
大麦 ファイバースノウ

(農業振興課研究開発室)

公告第三百三十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があつた。

平成二十二年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称
鹿島町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 中野 一徳 南相馬市鹿島区山下字馬見塚二二二番地
大谷 正 市鹿島区上枋窪字久保町一七番地

小嶋 清 市鹿島区横手字唐神二二九番地

佐々木一義 市鹿島区山下字田尻七八番地

只野 孝一 市鹿島区浮田字老畑八八番地

門馬 幹夫 市鹿島区小池字原畑三二六番地

今野 勝衛 市鹿島区横手字西原田二六四番地

梶澤 文雄 市鹿島区永田字永田一六五番地

鈴木喜巳夫 市鹿島区南柚木字二反田一〇七番地

相良 正巳 市鹿島区北屋形字西浦向五六番地の一

荒 清 市鹿島区南海老字北町五九番地

但野 好吉 市鹿島区寺内字西館五一番地

埜 長治 市鹿島区江垂字中館七六番地

鈴木 芳富 市鹿島区川子字内田一〇五番地

大須賀充夫 市鹿島区鳥崎字石崎二〇番地

佐藤 五郎 市鹿島区西町一丁目七二番地

朝倉 宗重 市鹿島区鹿島字豊田八八番地

堀内 昭宣 市鹿島区北右田字百目木一番地

五賀 秀雄 市鹿島区南右田字前畑一六番地

武野 弘 市鹿島区岡和田字鳥居田八番地

山田喜一郎 市鹿島区北海老字山田六五番地の一

太田 五月 市鹿島区大内字関根六四番地

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 渡邊 一成 南相馬市原町区北長野字北原田二三四番地

小嶋 清 市鹿島区横手字唐神二二九番地

今野 勝衛 市鹿島区横手字西原田二六四番地

西野 順雄 市鹿島区浮田字満中内一三二番地

武野 弘 市鹿島区岡和田字鳥居田八番地

鈴木喜巳夫 市鹿島区南柚木字二反田一〇七番地

荒 清 市鹿島区南海老字北町五九番地

埜 長治 市鹿島区江垂字中館七六番地

鈴木 芳富 市鹿島区川子字内田一〇五番地

桑折 康行 市鹿島区鳥崎字石崎一番地

佐藤 五郎 市鹿島区西町一丁目七二番地

同 朝倉 宗重 市鹿島区鹿島字豊田八八番地
同 五賀 秀雄 市鹿島区南右田字前畑一六番地
同 佐藤 重信 市鹿島区上枋窪字己ノ和七〇番地
同 鎌田 勝男 市鹿島区南屋形字西原二〇番地
同 酒井 利彦 市鹿島区北右田字竹花四六番地

(農村計画課)

公告第三百三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八條第四項において準用する同法第十八條第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨届出があった。

平成二十二年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
郡山市日和田土地改良区

退任した清算人

役別 氏名

住所

清算人 橋本 武治 郡山市日和田町梅沢字新屋敷一一七番地

黒澤 大吉 市日和田町字宮ノ入一一番地の三

鈴木 一二 市喜久田町早稲原字町一〇二番地

鈴木 綱一 市日和田町八丁目字仲頃二〇番地

石井 清 市日和田町字馬番山一五番地の一

遠藤 一彌 市日和田町字類原三三番地

渡邊 昇 市日和田町高倉字高倉一一七番地

鈴木 顯 市日和田町高倉字南田山二九番地の九

村田 一夫 市日和田町八丁目字馬番担五番地の三八

鈴木 孝三 市日和田町八丁目字門前六六番地の一

橋本 喜芳 市日和田町梅沢字新屋敷二三番地

増子 章雄 市日和田町字岩井一番地の四九

白井 金夫 市日和田町字大沼三番地の六

中野 光廣 市日和田町高倉字藤担一番地の一七

戸崎 喜昭 市日和田町鶴見担四〇番一〇号地

遠藤 光清 市喜久田町早稲原字大谷地一七三番地

大内 彦美 市日和田町八丁目字根岸四四番地

(農村計画課)

公告第四百十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八條第四項において準用する同法第十八條第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨届出が

あった。

平成二十二年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
常葉町土地改良区

退任した精算人

役別 氏名

住所

精算人 白石今朝吉 田村市常葉町久保字調土二九番地

(農村計画課)

公告第四百一十一号

土地計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、福島市から県北都市計画特別用途地区の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

総括図、計画図及び計画書の写し
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県東北建設事務所企画管理部企画調査課(都市計画課)

公告第四百四十二号

都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条の二の規定により、次のとおり都市公園を設置する。

平成二十二年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 名称 東ヶ丘公園

二 位置 南相馬市原町区二見町四丁目、橋本町二丁目、青葉町四丁目並びに牛来字出口、字釈迦前及び字大沢地内

三 区域 別添図面のとおり

四 供用開始の期日 平成二十二年四月一日

(「別添図面」は、省略し、その図面を福島県土木部都市総室まちづくり推進課及び福島県相双建設事務所において、一般の縦覧に供する。)

(あふびへつ推進課)

公告第143号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県全戸配布広報誌の印刷製本業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定

役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。
平成22年3月30日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の件名及び数量 福島県全戸配布広報誌「うつくしまゆめだより」の印刷製本業務 43,200,000ページ(年4回総ページ数64ページ 1回当たり675,000部)

(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成22年6月17日から平成23年3月31日までの間の福島県知事が指定する日

(4) 納入場所 福島県知事が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格者名簿に登録されていること又は開札時までに福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得していること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認
この入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年4月22日(木)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等
(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成22年4月12日(月)午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年5月11日(火)午後1時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月10日(月)午後5時までに必着のこと。)

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札単価に予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 入札書には、1ページ当たりの単価を記載すること。

なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約金額とし、印刷製本業務に係る代金の支払は、契約金額に納入数量を乗じて得た金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）により行うこととするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and estimated quantity of the products to be required : Printing UTSUKUSHIMA YUMEDAYORI Newsletter with an estimated total of 43,200,000 pages (a total of 675,000 copies of a 64-page quarterly periodical)

(2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30 p.m., 11 May 2010

(3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00 p.m., 10 May 2010

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)